



〒800-0032 福岡県北九州市門司区不老町2-2-25

TEL(093)381-2002

FAX(093)391-9622

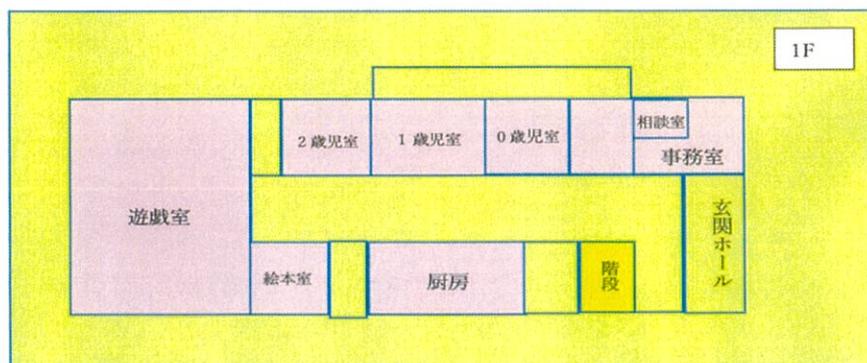
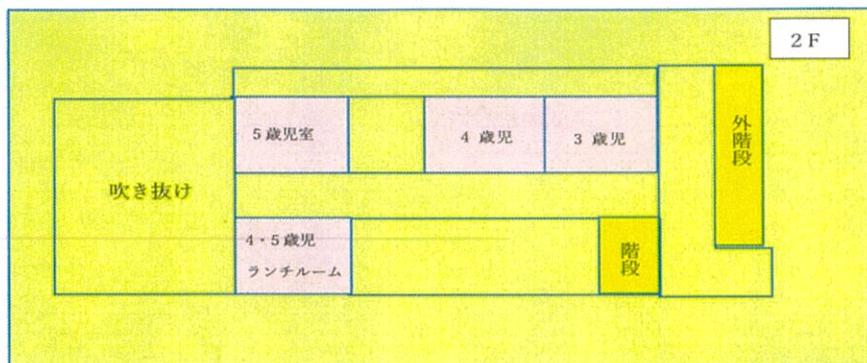
メールアドレス midori-ho@kousaikai.or.jp

公益財団法人鉄道弘済会
門司保育所(みどり園)

◎保育所の概要

名称	公益財団法人鉄道弘済会 門司保育所みどり園
所在地	〒800-0032
	北九州市門司区不老町2-2-25
	TEL 093-381-2002
	FAX 093-391-9622
定員	90名（6か月から就学前まで）
開設	昭和34年4月1日
開所時間	午前7時～午後7時
保育時間	保育標準時間：午前7時～午後6時
	保育短時間：午前9時～午後5時
	延長保育：午後6時～午後7時
休所日	通常保育：日曜日・祝日・12月29日～翌年1月3日

◎保育所の平面図



鉄道弘済会の事業内容

門司保育所を運営している公益財団法人鉄道弘済会は昭和7年2月に発足した公益法人であり、社会福祉事業を行っています。

門司保育所の他に全国24カ所の保育園及び養護施設などの児童福祉事業、知的障がい児の総合福祉センター弘済学園や身体障がいの方々の義肢・補装具などの福祉機器を製作指導する義肢装具サポートセンター等の事業を行っています。

門司保育所保育理念

一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す

保育方針

- あそびの中に幼児体育を積極的に取り入れ、心と体をたくましく育てる
- 生き生きした生活体験を通し、自主性、協調性、創造性を培う
- 家庭や地域社会との連携を密にして、信頼関係を構築し、子どもの健全な心身を育てる

保育目標

- 元気でたくましい子ども
- 意欲を持って挑戦する子ども
- 心豊かで思いやりのある子ども
- 友達と仲良く生活できる子ども

児童憲章

児童は人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

子どもの権利条約

子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても「おなじ」です。それを「子どもの権利」と呼びます。世界中すべての子どもに生まれながらに「子どもの権利」があり、だれもそれをうばいとることはできません。子どもがどんな権利をもっているのかを定めたのが「子どもの権利条約」です。日本をふくめ、世界 196 の国と地域がこの条約を守ることを約束しています。この条約の定める権利には大きく分けて次のようなものがあります。

- 生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- 育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- 守られる権利 紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などからまもられること
- 参加する権利 自由に意見を発したり、団体を作ったりできること



*** 保育所では、このような保育を心掛けています。**

《0・1・2 歳児の保育》

◎保育士が子どもの発達段階や心理状況など、よく把握し丁寧に関わっていく保育を目指すために育児担当保育を取り入れています。

- 家庭的な暖かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしています。
- 一人ひとりを大切にした関わりを通して、情緒の安定を図っています。
- ミルクから離乳食、幼児食へと成長に応じた給食を提供しています。
- 0歳児では、衛生的な紙オムツ（無料）を使用しています。
- 一人ひとりの発達に応じて、排泄の自立に向けて援助をしています。
- 絵本の読み聞かせ、言葉のやり取りを通して言語の発達や豊かな感性を育てています。
- いろいろな遊びを通して運動機能の発達を促しています。
- 大人に見守られる安心感の中で、興味や関心が芽生えるようにしています。

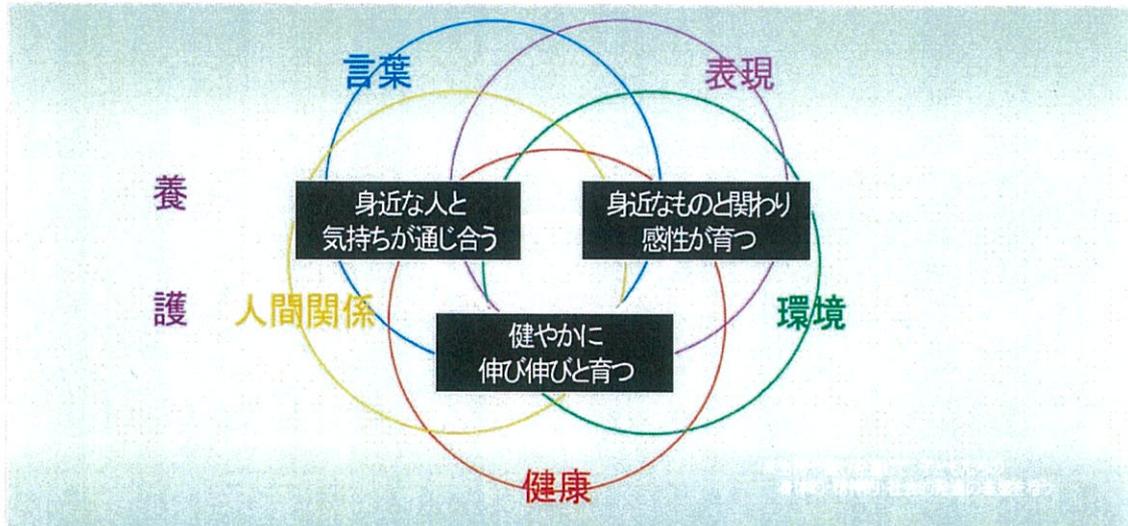
《3・4・5 歳児の保育》

◎子どもたちの主体性を大切に、自ら伸びていく力を発揮できるように環境を整えていく保育を目指しています。

- 食に関心をもち、楽しく給食を食べられるように工夫しています。
- 生活習慣（食事、着脱、排泄など）が年齢に応じて身につくように援助しています。
- 発達や年齢に応じた生活・あそびの経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や科学的に観察する力、創造性の芽生えを養っています。
- 四季折々の自然の中で、子ども達の発見や感動を大切に、動植物との触れ合いを通して命の尊さを知らせています。
- 友だちと遊ぶ楽しさを経験しながら思いやりの心を育てています。
- 集団の中でさまざまな経験を通し、自分で考えて行動する力をつけています。
- 一人ひとりが持っている力が発揮され、それぞれの個性が認め合える集団づくりを心がけています。

※ 保育所保育指針に基づいて保育を行っています。

乳児期の保育に関するねらい及び内容の3つの視点



厚生労働省 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ（平成 28 年 2 月 21 日）

身体的発達に関する視点

- 健やかに伸び伸びと育つ
- 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う。

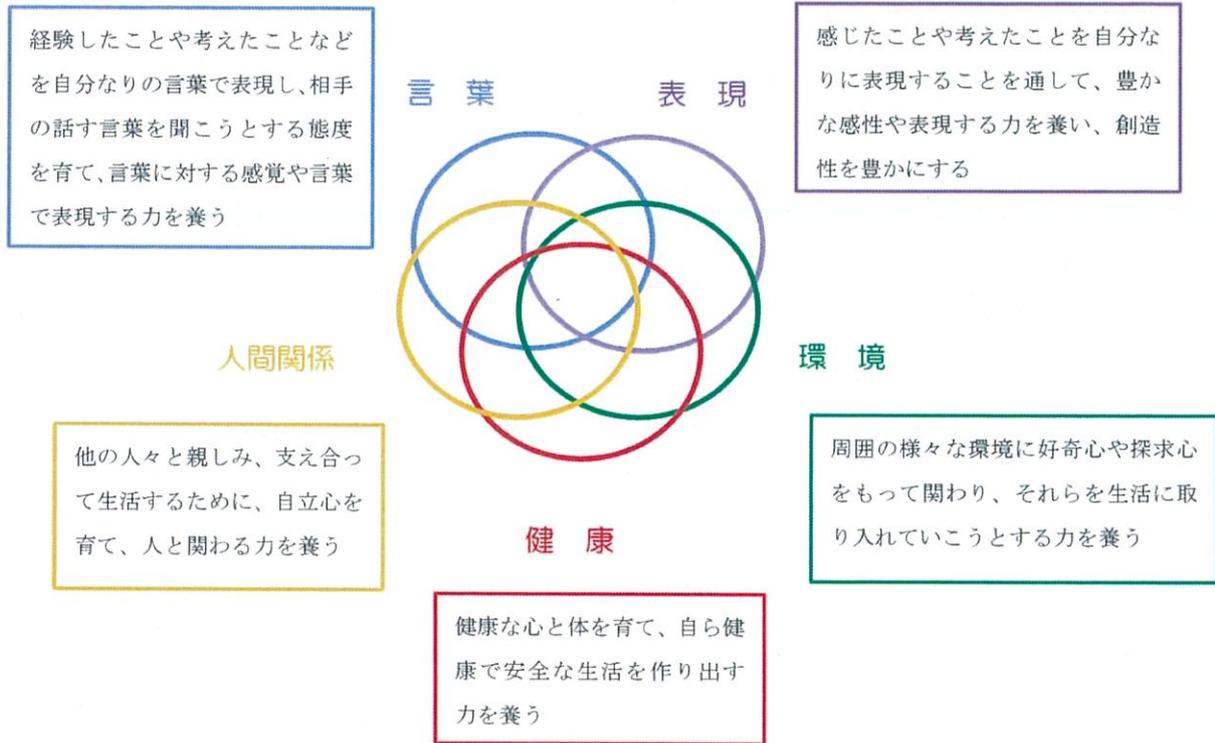
社会的発達に関する視点

- 身近な人と気持ちが通じ合う
- 受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。

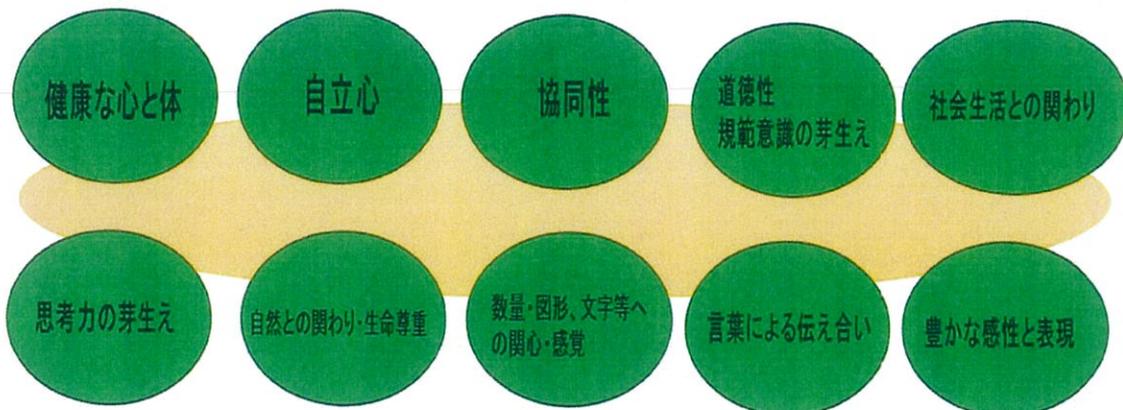
精神的発達に関する視点

- 身近なものに関わり感性が育つ
- 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。

満 1 歳以上児の教育及び保育に関するねらい及び内容の 5 領域



幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿



文部科学省 幼児教育部会における審議のとりまとめ（平成 28 年 8 月 26 日）

保健衛生と健康管理

「早寝・早起き・朝ごはん」

午前中から様々な活動をします。空腹では体力が持ちません。
規則正しい生活習慣を心掛けましょう。

《病気について》

- ・ 保育所で発熱した時や、いつもと違う時は連絡をします。
- ・ 家庭で、発熱や身体に異常が見られた時（熱・下痢・嘔吐・発疹・目の充血など）はまず医師の診断を受けて保育所の集団生活に適應できるかどうかお尋ねください。
- ・ なお、伝染性の病気の場合は、医師の許可が出るまで休ませてください。
（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、嘔吐下痢症、水ぼうそう、おたふくかぜ、風疹、流行性結膜炎、はしか）
登園できる場合はお子さんの様子を必ず保育士に伝えてください。
- ・ 北九州市保育園（所）保健連絡協議会通達に基づき、薬は原則としてお預かりできません。
（どうしても服用させなければならない時は、別紙「投薬について」を読まれて、ご相談ください。）

《予防接種について》

- ・ 予防接種はできるだけ受けてください。
（BCG・はしか・四種混合・ヒブ・肺炎球菌など）
※資料参照 保育園（所）・幼稚園での病気のときの取り扱い

《健康診断について》

- ・ 4か月、7か月、1歳6か月、3歳児検診を受けてください。また、受けた時には、健康診断表に記入しますので、お知らせください。
- ・ 定期健康診断は、年2回保育所で実施します。（5月と10月）
嘱託医ははっとり小児科クリニックの医師です。
（途中入園の方は随時嘱託医院にて健康診断を行います。）
- ・ 歯科検診（4・5歳児）は、年1回保育所で実施します。
検診結果をお渡ししますので早めに治療しましょう。

《園で使っている薬品》

用法	症状	薬品名
外科用	傷に被せるもの	カットバン・サージカルテープ
	擦り傷等	ワセリン
	かゆみ止め	ムヒベビー
	打撲・発熱	冷却ジェルシート
	虫よけなど	虫よけスプレー
飲用	日射病の疑いなど	アクアライト・アクエリアス

※今後、アレルギーなどがわかった場合も随時お知らせ下さい。

保育時間

- 保育標準時間 午前7時～午後6時 延長保育 午後6時～午後7時
- 保育短時間 午前9時～午後5時
- 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。
- **延長保育**・・・月単位で申し込みを受け付けています。（毎月25日まで）
月途中での申込み、解除はできません。
延長保育料 毎月2500円です。

登降園

- 登園は午前7時～9時30分までをお願いします。
（欠席、遅刻の連絡も午前9時30分までをお願いします）
- 玄関門は常時ロックされています。（インターホン対応）
- 送り迎えは保護者の責任において行ってください。登降園の時、必ず保育士に声をかけてください。また、いつもと違う方が送迎される場合は事前に電話連絡をしてください。知らない方や小学生の兄弟がお迎えに来られてもお渡しすることができません。
- 駐車場は園の玄関横に4台、裏に1台、パーク不老町5台です。
- 自家用車で登降園される方は、くれぐれも駐車、発進にご注意ください。
（歩道には止めないでください）
- 車上ねらいがあるため貴重品は持って入りましょう。
- 朝、満車の場合は、園の建物に沿って並んで順番で駐車場をご利用ください。
- 車道に車を**駐車したままでのお子さんの送迎はしないように**してください。
- お子さんの安全のため**必ずチャイルドシート**を装着しましょう
- お子さんを車から**降ろすときは最後**、**車に乗せるときは最初**を守って安全面には十分に気を付けられてください。
（**子どもさんが飛び出したりしないように必ず手をつなぎましょう**）
- 夕方は園の敷地隣の職員用駐車場が**午後4時～午後6時**まで利用できます。
- 地域の方にお世話になる、地域の保育所です。路上駐車等近隣の方に迷惑をかけるないようにしましょう。

登降園システム

- 登園されたら事務所の前のQRコードリーダーにタッチをしてください。
- 降園時は子どもさんを迎えに行き、園を出る時にタッチをしてください。
（機械は子どもさんには触らせないようにしてください）

コドモンでの連絡

- コドモンでの連絡は9時30分までに送信をお願いします。
- コドモンでの連絡と内容が変更した場合は**電話連絡**をお願いします。

病気・薬

- 原則として薬はお預かりいたしません。がやむを得ない場合は投薬連絡表に記入の上、保育士にお渡しください。薬は、**1回分だけ**を持たせてください。
- 法定伝染病及びその他伝染性のある病気にかかった場合には保育園へお知らせください。他の子どもさんにうつりますので、医者からの許可がでるまでは出席できません。病気が完治した場合は担任に口頭で結構です。でお知らせください。
- 保育時間中発熱した場合 38.0℃くらいになりましたら連絡させていただきます。嘔吐、下痢等発熱しなくても子どもさんの状態が悪い場合は連絡をいたします。

個人情報について

- ご相談内容、また個人に関わる情報すべてを外部に漏らさないことをお約束します。第三者に対し個人情報を開示することはありません。
- 一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密は守ります。保護者の電話番号は公表していません。
- 保護者の職場やご家族について、またお子さんが保育を受けているか否かなどの問い合わせには、一切応じていません。
- 保育所のホームページや弘済会の保育セミナーなどには、保護者の方の同意を得て写真を掲載しています。
- 保護者の皆様も、他のお子さんや職員が写っている保育所の様子や行事をインターネット等の動画サイトには投稿しないようお願いいたします。保育所に係る個人情報の取り扱いには十分注意してください。

服装その他

- 衣服は活動しやすいものを着用してください。
・帽子・フード・ひものついた上着・洋服・ズボン・スカートなどは引っ掛かるなどして危険ですので園では着用しないようにしていただけると助かります。
- 薄着の励行をしています。
- 入所時にクラスカラー帽子を購入していただきます。
- 体操服（3歳児から）あそび着（3歳児から）購入していただきます。
- 衣類や所持品は、はっきりと名前を書いてください。
（名前がなくて紛失の場合は、責任は持てませんのでご了承ください）
- 靴は足に合った運動靴を履きましょう。（サンダル・クロックスは不可）
- キーホルダー、カンペンをカバンに付けないようにしましょう。
- 大きな飾りのついたゴムやヘアピンは引っかかってしまったり、周りの人に当たったりすることがありますのでご使用をお控えいただけると助かります。
（飾りの小さなゴムのご使用をお勧めします）

給食

- 北九州市保育所統一献立に沿って調理しています。(行事やおやつでは、園独自の献立を使用することがあります)
- 完全給食です。午前牛乳(3歳未満児) 給食 おやつを提供となります。
- 給食、おやつ、離乳食については、玄関にサンプルを展示しています。
- 食物アレルギー対応食については、ご相談ください。必要書類の提出後、面談を行います。
- その他ご不明な点や、食事に関するご相談など、お気軽に調理担当者までお声掛け下さい。

緊急連絡について

- 園児のけが・病気等で緊急連絡をする場合があります。自宅電話、携帯電話、勤務先電話等、**必ず連絡がつく番号**をお知らせください。また電話番号、保険証等に変更がありましたら必ず届けてください。

納金について

- 保護者会費、絵本代、延長保育代、給食費(3歳以上児)は**毎月決められた日**までに納入してください。
- その他の納金は、封筒に代金を入れ、クラスと名前を記入し提出してください。

実習生・ボランティア体験学習・保育体験学習の受け入れについて

- 保育園の役割・機能等を現場での体験を通して理解し、保育士としての職業意識や具体的な役割について学ぶ。学校でこれまでに学んだ専門科目の知識・技能を基礎として、これらを総合的に実践する応用力をつける。
- 中学生、高校生が社会福祉施設などで実際に活動することによって社会福祉への関心と理解を高め、地域や社会の中で支え合うことのできる人材育成する。
- この体験を通して、働くことの意義や社会でのマナーを学び、自分の将来の生き方に関心を持つ。幼児と触れ合うことにより、互いの命を尊重する気持ちや、他人に対するやさしさを学ぶ等を目的に当園では、受け入れを行っています。

育児に対する相談について

- 育児・または保育に関するご相談などありましたら担当保育士等、または園長・主任保育士にお気軽にご相談下さい。
- 子どもの心身の状態に応じた保育を行うためには嘱託医の指導のもと、ご家庭と園とで連携し合い保育を進めて行きたいと思っております。わからないことや相談ごとがあるときは、何でも気軽にご連絡ください。

苦情解決体制

- みどり園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。当保育所における苦情解決責任者、苦情解決受付者及び第三者委員を下記により設置しています。

苦情解決責任者	白石弘子(門司保育所園長)
苦情解決受付者	原聡子(門司保育所主任保育士)
第三者委員	1名(大里柳校区社会福祉協議会会長、 大里柳校区自治連合会会長)
第三者委員	1名(ケースマネージャー)

しつけについて

- 保護者からの愛情で行われた「しつけ」であっても結果的に子どもの心身に有害な影響を与えたとすれば、結果的には「虐待」であるといえます。
保育所には不適切な養育の兆候が見られた場合、区役所及び子ども総合センターに通告する義務があります。

デイリープログラム

	午前			午後			
	7時	9時30分		1時	3時	6時	7時
0才	登園	あそび おやつ	睡眠	食事 あそび	お昼寝	おやつ あそび	随時降園 延長保育
1・2才	登園	自由あそび クラス別保育 おやつ		食事	お昼寝	おやつ 自由あそび	随時降園 延長保育
3・4・5才	登園	自由あそび	クラス別保育	食事	お昼寝	おやつ 自由あそび	随時降園 延長保育

* 年長児はお昼寝はありません。

ほっぴ • すてっぴ • じゃんぴ

『ほっぴ・すてっぴ・じゃんぴ』は各年齢での幼児体育の取り組みの紹介プリントです。

みどり園では幼児体育(運動遊び)を保育の中心的柱として位置づけています。

「幼児体育(運動遊び)」を通して育みたいこと、具体的な活動等をご説明したいと思います。

目的

体

- ・運動遊びを通して基礎的な運動能力を身につけ、健康の増進と体力の向上を促す。
- ・様々な遊具・用具を使って、色々な運動遊び、集団的な運動遊びをする中で、体を動かすことを楽しみ、身体活動力を育む。

心

- ・体を動かす経験を通し自分の感情をコントロールすることで情緒の安定を図り、他児を思いやる気持ちや共感できる気持ちを育てる。
- ・運動遊びを通して、友達と関わるなかで競争心が芽生え、最後までやりぬこうとする気持ちの大切さを認識し、何事にも積極的に取り組もうとする態度を養う。

社会性

- ・異年齢児との交流の中で、相手を思いやる気持ち、憧れなど感じる心を育み意欲につなげる。
- ・ルールを知り・守ることで相手を認めたり尊重したりすることを学び、協調性が身に付いてくる。
- ・運動遊びに取り組む中で、子ども同士のコミュニケーションや信頼関係を深め、自ら行動できる積極性を身につける。
- ・遊具・用具を使った色々な遊び方を知り、安全に又工夫しながら遊ぶ習慣が身に付く。

* 『幼児体育』といっても跳び箱や鉄棒、マットなど体育用具を使って運動させるばかりではありません。私たちは『幼児体育』という大きな柱の下、遊び・生活を通して、その中から心と体のバランスのとれた育ちをしていって欲しいと考えています。

『生きる力』を育むことを大きな目的としての活動です。

《リズムトレーニングについて…》

- ① リズムの感度を上げる。
- ② 筋肉の収縮・弛緩のタイミングを学習する。

*リズムトレーニングの効果

- ・社会性を育てる…見る・聞く・順番を待つ・並ぶ・友達と合わせる・動きをつくる
- ・運動能力が高まる…実年齢より、+2歳

*リズム(音楽)に合わせて、楽しみながらトレーニングを行っていきます。



* * * 各年齢の活動 * * *

<のびのび・きらきら・ぴかぴか>

4月～10月

- ・月 リズムトレーニング
- ・火 かけっこ
- ・水、金 体育サーキット（それぞれのクラスの課題の運動に取り組みます）
- ・木 ゲーム（色々なチーム編成を組んで、楽しいゲームを行います）

*体育サーキットでは、鉄棒・平均台・マットなどの体育用具を使ったり、まねっこの動き・スキップなど体を意図的にコントロールしながら動かしたりなど、年齢や個人差に応じた動きを楽しく行います。

11月～3月

- ・月～金 マラソン（雨天は室内ゲーム）

<よちよち・すくすく・にこにこ>

4月～10月

*遊びの中でたくさん体を動かします。

大きなクラスのお友達が活動している様子を日々、目にする中で「大きくなったらあんなカッコいいことができるんだ!!」という憧れの気持ちが持てるように、保育士は働きかけながら体を動かす楽しさを伝えています。

11月～3月

- ・月～金 マラソン（保育士と一緒に走ったり、体を動かします）



よちよちぐみプログラム

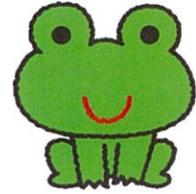


すくすくぐみプログラム

ぶら下がり



保育士に向かって走る



手をつないで歩く

平均台低



フーフ渡り



マットで転がる



ボールを投げる・追いかける



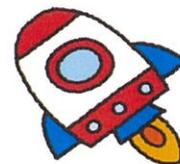
トンネルくぐり



あみのほり



にこにこぐみプログラム



のびのびぐみプログラム



きらきらぐみプログラム



ぴかぴかぐみプログラム





絵本は心の栄養 ～豊かな心をはぐくむ～

絵本の読み聞かせが子どもの感性を豊にし、想像力を育てることは知られていますが、大切なのは乳幼児期の子どもに、どれだけ多く読み聞かせの機会を提供できるかだと思います。集団保育の場面だけでなく子どもとの1対1の場面で保育者の膝に座り絵本を読んでもらうその瞬間は、子どもにとってかけがえのない時間だといえるでしょう。絵本という世界観を通し、子どもは保育者からの愛情を受け取り、信頼関係を築いていきます。心身ともに受け入

れられ、愛されていることを子どもは感じ、また保育者も穏やかな気持ちになり、心の落ち着きにもつながるのです。

(参考文献 保育の友)



♡こんなことに取り組んでいます。

- ・月刊絵本<家庭と保育所で楽しみを共有>
- ・えほんだより配信<絵本紹介>

☆絵本の貸し出し

- ・貸し出し日・・・毎週木曜日又は金曜日
- ・返却日・・・翌週月曜日(絵本袋の用意をお願いします。)

☆絵本の部屋開放 (降園時に親子で楽しんでください。お声かけをお願いします)

☆絵本を仲立ちに、親子で温かい時間をお過ごしください。



食育

みどり園食育目標

楽しく食べる子どもに



① お腹がすくリズムのもてる子ども

幼児期は、生活リズム・食事リズムの基礎を作る重要な時期です。十分にあそび、規則的に食事をする習慣を繰り返すことで、生活リズムが作られていきます。

生活の中で空腹感や食欲を感じ、それが満たされる心地よさを日々感じられる環境作りに努めます。



② 食べたいもの、好きなものが増える子ども

子どもが意欲的に新しい食べ物に興味や関心を持ち、食べみようとする試みができる環境作りに努めます。様々な体験を通していろいろな食べ物に親しみ、子ども自身が成長しているという自覚と結びつけながら、好きなものを増やしていきます。



③ 一緒に食べたい人がいる子ども

家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わうことは、身近な人との基本的な信頼感を確認していくことにもなります。大好きな人と和やかな食事を積み重ねることで深まる安心感や信頼感は、子どもが体験を広げていく基盤になります。

④ 食事作り、準備に関わる子ども

食事作りや手伝いは生活技術を



高めるだけでなく、マナーや習慣を覚え、仲間とコミュニケーションをはかる機会でもあります。クッキングやお買い物、栽培や収穫等、子どもの周りに食事関わる魅力的な活動を通して、仲間や家族のために作ったり準備したりすることで満足感や達成感を得ることにつながります。

⑤ 食べ物を話題にする子ども

食材や料理、あそびや絵本などを媒体として会話ができる環境作りに努めます。食べ物を話題にすることで、食べることの楽しさを感じるとともに、食べるという行為から生きる喜びを感じられる子どもに育ってほしいと願っています。



投薬について

1、お子さんのくすりは、保護者に投薬していただくのが本来ですが、緊急ややむを得ない理由で保護者が投薬できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すために「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。

2、くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。

3、保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。

4、座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用にあたっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。

(初めて使用する坐薬については対応できません)

5、「せきがでたら・・・」「発作がおこったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園として判断できませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。

6、慢性の病気（てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎、気管支喘息などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。

7、持参するくすりについて

①医師が処方したくすりは必ず「連絡票」を添付してください。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。

②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。

③袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

8、主治医の診断を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

保育園（所）・幼稚園における病気のときの取り扱い〔登園のめやすと対応〕

A. 学校伝染病の予防規則に準じて登園停止が必要とされている病気

病名	登園のめやす	予防法と注意すること
新型コロナウイルス感染症	発症日（症状が出始めた）を0日目として、発症したあと5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること	10日目が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
インフルエンザ	発熱した後5日、かつ解熱した後3日を経過してから	予防接種があります (有料)
R S ウイルス感染症	熱が無く、咳などの症状が安定した後	
みずぼうそう	すべての発疹が かさぶたになってから	予防接種があります (有料)
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過してから、かつ全身状態が良好となってから	予防接種があります。 (有料)
はしか	熱が下がったあと、3日を経過し元気なとき	予防接種をしましょう。 (無料)
風疹	赤い発疹が消えてから	予防接種をしましょう。 (無料)
百日咳	抗生物質の服用を始めて5日が経過、または特有の咳が消えてから	予防接種をしましょう (無料)
結核	医師が伝染のおそれがないと認めたとき	B C Gをしましょう (無料)
プール熱	(咽頭結膜熱) 熱が下がり、のどの痛み・めやになくなったあと、2日を経過してから	
はやり目 (流行性角結膜炎) (出血性結膜炎)	眼科医が伝染の恐れがないと認めてから	くりかえし手洗いをしましょう タオルの共用はやめましょう
腸管出血性 大腸菌感染症	症状がなければ、登園できます。	くりかえし手洗いをしましょう。 おむつ交換時の消毒と手洗い。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めたとき	

B. 条件により登園停止が必要な病気

病名	登園のめやす	予防法と注意すること
ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事も十分にできて、元気なとき	
りんご病	発疹のみで元気であれば登園できます。	直射日光にあたらないようにしましょう
手足口病	熱がなく元気なとき	発熱・頭痛・嘔吐などに注意しましょう。
突発性発疹	熱が下がって元気なとき	
流行性嘔吐下痢症	嘔吐・下痢症状から回復したあと、元気なとき	脱水に注意しましょう。 おむつ交換時の消毒と手洗い。
ウイルス性肝炎	【A型】 肝機能が正常化し、元気なとき 【B型・C型】 症状がなく元気なとき	A型、B型肝炎は 予防接種があります。(有料) B型とC型は出血したとき、十分に注意して対応する。
溶連菌感染症	抗生物質が1～2日間服用でき、 熱が下がり元気なとき	腎炎などになることがあるので、抗生物質は最後までのみましょう。
マイコプラズマ感染症	激しい咳や熱などの症状がよくなり、元気なとき	入院が必要な場合があります。
頭じらみ	登園できます。	ブラシ、櫛、シーツなどの共用はやめましょう。水遊びはできる。
みずいぼ	登園できます。	プールのビート板・浮き輪・タオルなどの共用はやめましょう。
とびひ	治療を始めて、膿汁が出なくなったとき (患部を完全におおえば登園できる)	プール・水あそびは治るまでやめましょう。

北九州市医師会 保育園・幼稚園保健部会

提出書類について

○世帯の状況について変更があったときは提出書類があります。

○各届出書は保育所にあります。

就労先が変わったとき	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用) 勤務証明書
仕事を辞めた時	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用) 勤務証明書
住所・氏名・電話番号 家族構成が変わったとき	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用)
産休に入ったとき	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用) 勤務証明書 母子手帳のコピー(出産予定日の分かるページ)
育児休業に入ったとき	育児休業にかかる入所児童の継続申請書 育児休業に関する証明書 支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用)
育児休業明けで職場復帰 をしたとき	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届け出書(2号・3号認定用) 勤務証明書
退所するとき	支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)
延長保育を利用するとき	延長保育利用申込書 勤務証明書
延長保育を辞退するとき	延長保育辞退届け

保護者の皆様へ

登園降園時の駐車場の利用について（お知らせ）

当園の駐車場は玄関横に4台、園横（大里柳小学校側）に1台、パーク不老町駐車場5台
1番～5番です。登降園時の駐車場利用について、お知らせ致します。

●朝の登園時

- ・園の駐車場・パーク不老町駐車場をご利用ください。満車の場合は園の建物に沿って並び順番で駐車されてください。**（路上に駐車しての送迎はしないようお願いいたします）**
- ・門司駅側から上ってきた車が優先です。

●夕方の降園時

- ・園の駐車場・パーク不老町駐車場をご利用ください。
- ・午後4時30分頃から午後6時の間、園の駐車場が満車の場合、園横の職員駐車場をご利用いただけます。4台程は駐車出来ます。
- ・満車の場合は園の建物に沿って並び順番で駐車されてください。**（路上に駐車しての送迎はしないようお願いいたします）**
- ・門司駅側から上ってきた車が優先です。

駐車場内では、必ずお子さんの手をしっかりと握り車に気を付けてください。

門司保育所（みどり園）園長



公益財団法人鉄道弘済会 門司保育所みどり園 保護者会会則

第一章 総則

第1条 本会は鉄道弘済会みどり園保護者会と称す

第2条 本会は事務所を同園内におく

第二章 目的と事業

第3条 本会はみどり園と家庭および会員相互の親睦を図り地域における児童福祉の振興を図ることを目的とする

第4条 本会は第3条の目的達成のため次の援助を行う

1. 年中行事計画に関する援助
2. 設備資材整備に関する援助
3. その他必要とする事業に関する援助

第三章 会員

第5条 本会の会員は、次のものとする

1. 在園児の保護者
2. みどり園の職員は特別会員とする

第四章 会費

第6条 本会の会費は、園児一人につき毎月400円とする

第7条 会費の改正は幹事会において審議し、総会において決定する

第8条 会費は毎月10日までに納入しなければならない

第五章 役員

第9章 本会に次の役員をおく

会長 1名 副会長 2名
会計 1名 会計監査 1名
幹事若干名

第10条 役員の任務は次のとおりとする

1. 会長は本会を代表し業務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長

事故ある時はその代行をする

3. 会計は会費の収支及び帳簿の処理をする

4. 幹事は役員会に出席して会の運営について協議する

5. 会計監査は、会費の会計及び決算について監査する

第六章 役員

第11条 本会の会議は総会及び役員とする

第12条 総会は年1回定期として会長が招集する

第13条 幹事会は会長が招集する

第14条 この外、会長が必要と認めた場合臨時に総会及び幹事会を召集することができる

第15条 会員においても総会を開く必要があると認めた場合、会員の3/1以上の要請があれば開くことができる

第16条 会議の決定は総て出席者の過半数以上の賛成をもって成立する但し可否同数の場合は議長が決める

第七章 会計

第17条 本会の運営は、毎月の会費収入をもってあてる

第18条 本会の会計の決算は3月31日をもって行い、総会において報告し承認を得る

門司保育所（みどり園）保護者会慶弔内規

本内規は、門司保育所みどり園保護者会の親和精神に基づき、定められたもので、本園児童、会員にこれを適用する。これが実施に要する経費は保護者会より支出する。

第一章 児 童

第1条 本児童が死亡した時は、弔慰金10,000円をおくり、保護者会代表が会葬する。ただし、遠隔地の場合は適宜考慮する。

第二章 会 員

第2条 この章の会員とは在籍児童の両親又は保護者をいう。

第3条 会員が死亡した時は弔慰金5,000円をおくり代表が会葬する。

第4条 会員が不慮の災害（震災、火災、水難等）にあった場合は、役員会にはかり見舞金をおくる。

第三章 その他

第5条 本園園長、主任の父母（義父母を含む）、配偶者、子が死亡した時は弔慰金5,000円をおくり代表が会葬に行けない場合は電報をおくる。

第6条 その他必要と認められた事項については、役員会より決定する。ただし緊急時の対応としては、会長、副会長、園長、主任との協議の上、決定してもよい。

本内規は、平成28年4月2日より施行する。

大切な乳幼児期をご家庭、地域、
保育所が共に手を取り合って
子育てをしていきましょう

